

千葉市立海浜病院集中治療委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立海浜病院における集中治療室等の運営に関して、効率かつ円滑な運用を推進し、一人でも多くの患者に安全かつ適正な集中治療を提供するために、千葉市立海浜病院集中治療委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 集中治療部門の運用に関すること
- (2) その他、集中治療診療の運営全般に関すること

2 審議の結果は、必要に応じて関係する部門及び委員会と調整・共有するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、集中治療科統括部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名した医師をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

- 2 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(別 表)

委員長	集中治療科統括部長	
副委員長	委員長の指名する医師	
委 員	医 師	診療局長 循環器内科医師 1人以上 心臓血管外科医師 1人以上 小児科医師 1人以上 脳神経外科医師 1人以上 救急科医師 1人以上 集中治療科医師 1人以上 麻酔科医師 1人以上 外科系医師 1人以上 ※副院長・診療局長が当該診療科医師を兼ねることを妨げない。
	看護師	看護部長 ICU看護師長 ICU看護師 1人以上
	コメディカル	薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 臨床工学技士長 栄養科科長 リハビリテーション科科長 (上記の指名する者も可)
	事務職	医事室医事班員
	その他	委員長が指名した者(職種・雇用形態を問わず必要と判断した者)